

寄付金取扱規程

公益財団法人日本葉たばこ技術開発協会

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本葉たばこ技術開発協会（以下「開発協会」という。）が受領する寄付金に関し、必要とする事項を定めるものとする。

(寄付金の種類)

第2条 開発協会が受領する寄付金の種類は次とする。

- (1) 一般寄付金 用途を特定しないで募集し受領する寄付金
 - (2) 特定寄付金 予め用途を特定して募集し受領する寄付金
- 2 この規定における寄付金は、金銭のほかに金銭以外の財産を含むものとする。
- 3 賛助会費については、本規程によらず賛助会員規程によるものとする。

(寄付金の使途)

第3条 寄付金の使途については次とする。

- (1) 一般寄付金は、定款第4条に定める公益目的事業に50%以上、管理費に50%以下の割合で使用する。
- (2) 特定寄付金は、定款第4条に定める公益目的事業に全額を使用する。

(一般寄付金の募集)

第4条 開発協会は、常時一般寄付金を募ることができる。

- 2 募集は、開発協会のホームページ上で行う。

(特定寄付金の募集)

第5条 開発協会が特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象者、募集理由、及びその他重要な事項を記載した書面（以下「募金目論見書」という。）を予め理事会に提出して承認を得なければならない。

- 2 募集は、対象者に募金目論見書を交付して行うほか、開発協会のホームページ上で行うことができる。

(受領書等の発行)

第6条 開発協会は、寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、寄付金の種類、受領年月日、金額を記載する。

(受領の制限)

第 7 条 寄付金の受領が、法令に抵触するときのほか、開発協会の事業に支障があるとき、又は社会通念上で不相当と認められるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

(情報公開)

第 8 条 開発協会が受領した寄付金は、公益財団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 5 号各号に定める事項について、事務所に備え置く。

(個人情報保護)

第 9 条 寄付者に関する個人情報は、個人情報の保護に関する法律、及びその他規範を遵守して、適正かつ細心の注意を払って情報管理に努めなければならない。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1, この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 2, この規程は、平成 28 年 11 月 25 日に改定し、施行する。